

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が行った別表項番1の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定1」という。）、別表項番2の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定2」という。）及び別表項番3の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定3」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」とあわせて「本件各決定」という。）に対する審査請求は、いずれも審査請求をすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、実施機関に対し、平成29年8月1日に別表項番1の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求1」という。）を、同月25日に別表項番2の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求2」という。）を、さらに同年9月11日に別表項番3の（え）欄に記載の旨の公開請求（以下「本件請求3」という。）を行った。

#### 2 本件各決定

- (1) 実施機関は、本件請求1に係る公文書を別表項番1の（き）欄に記載（以下「本件文書1」という。）のとおり特定した上で、条例第10条第1項に基づき、別表項番1の（く）欄に記載の部分を公開しない理由を同（く）欄のとおり付して、本件決定1を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求2に係る公文書（以下「本件文書2」という。）を保有していない理由を別表項番2の（く）欄のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定2を行った。
- (3) 実施機関は、本件請求3に係る公文書（以下「本件文書3」という。）を保有していない理由を別表項番3の（く）欄のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、

本件決定3を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年9月4日に本件決定1を不服として、また同月22日に本件決定2を不服として、さらに同年10月2日に本件決定3を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第4条第1号に基づき、審査請求（以下それぞれ「本件審査請求1」、「本件審査請求2」及び「本件審査請求3」といい、あわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表（こ）欄に記載のとおりである。

## 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表（さ）欄に記載のとおりである。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

### 2 争点

#### (1) 本件審査請求1

実施機関は、本件請求1に係る公文書を本件文書1と特定した上で本件決定1を行ったのに対して、審査請求人は、本件文書1の無効の確認と新たな決定書の作成を求めて争っている。

#### (2) 本件審査請求2及び本件審査請求3

実施機関は、本件請求2及び本件請求3に係る公文書が存在しないことを理由に本件決定2及び本件決定3を行ったのに対して、審査請求人は、本件請求2に関する原因究明とその公文書の作成を求めて、また、本件請求3に関し北区長が市長に報告することを求めて争っている。

#### (3) 本件各審査請求の争点

したがって、本件各審査請求における争点は、文書の存否や公開の可否ではなく、行服法上の、本件各審査請求の適法性である。

### 3 審査会の判断

もとより、情報公開制度は、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書

の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき公文書の存否や公開の可否について調査審議することを主たる役割としているところ、実施機関の事務に対する要望は審査請求の対象にならないものと解されるため、本件各審査請求が、行服法上適法か否かについて以下検討する。

当審査会で確認したところ、本件各審査請求の趣旨はそれぞれ、本件審査請求1については、対象文書である身体障がい者手帳交付決定に対する不服申立てに係る決定書が無効であることの確認を求めるものであり、また、審査請求人は実施機関の事務に重大な不正があると主張した上で、本件審査請求2については、その原因究明を、本件審査請求3については、当該不正を北区長が市長に報告することを実施機関に求めている。

本件各審査請求については、公文書の存否や公開の可否を争うものではなく、実施機関の事務に対する自身の要望を述べているに過ぎず、審査請求をすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行服法第45条第1項に基づき却下すべきである。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 重本 達哉

(参考) 答申に至る経過

平成29年度諮問受理第12号、14号及び15号

年 月 日	経 過
平成29年10月3日	諮問書の受理(平成29年度諮問受理第12号)
平成29年10月20日	諮問書の受理(平成29年度諮問受理第14号)
平成29年10月26日	諮問書の受理(平成29年度諮問受理第15号)
平成30年8月16日	意見書の受理(平成29年度諮問受理第12号、14号及び15号)
平成30年8月29日	調査審議
平成31年3月26日	調査審議
令和元年5月30日	調査審議(審査請求人の口頭意見陳述)、審査請求人からの意見書の收受
令和元年6月27日	調査審議
令和元年7月25日	調査審議
令和元年8月16日	調査審議
令和元年10月31日	答申